

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和5年10月2日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和5年10月2日(月曜日)

午前10時5分開議

午後0時0分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第5号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 専決処分の報告及び承認について

議案第55号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

報告第9号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第12号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第37号 熊本県における事務的的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について

報告第38号 令和4年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第39号 公立大学法人熊本県立大学の令和4年度における業務の実績に関する評価について

請第6号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂の概要について

②緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

③新大空港構想の策定について

出席委員(7人)

委員長 岩本浩治

副委員長 南部隼平

委員 高木健次

委員 緒方勇二

委員 西山宗孝

委員 幸村香代子

委員 立山大二朗

欠席委員(1人)

委員 溝口幸治

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内田清之

政策審議監 津川知博

危機管理監 橋本誠也

政策調整監 神西良三

秘書グループ課長 福原彰宏

広報グループ課長 清水英伸

くまモングループ課長 鳥井薫順

危機管理防災課長 佐崎一晴

総務部

部長 平井宏英

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 松岡正之

政策審議監 下山薫

総務私学局長 中村誠希

首席審議員兼人事課長 磯谷重和

財政課長 臼 井 洋 介
 県政情報文書課長 坂 本 久 敏
 総務厚生課長 上 塚 恭 司
 財産経営課長 松 尾 亮 爾
 私学振興課長 枝 國 智 一
 市町村課長 阿 南 周 造
 消防保安課長 田 口 雄 一
 税務課長 坂 口 啓 介
 企画振興部
 部 長 富 永 隼 行
 理 事
 (デジタル戦略担当)
 兼デジタル戦略局長 小金丸 健
 政策審議監 門 崎 博 幸
 地域・文化振興局長 永 友 義 孝
 交通政策・統計局長 阪 本 清 貴
 球磨川流域復興局長 府 高 隆
 土木技術審議監 菰 田 武 志
 首席審議員兼企画課長 小 川 剛 史
 政策監 中 村 寿 克
 地域振興課長 久保田 健 二
 文化企画・
 世界遺産推進課長 木 原 徹
 交通政策課長 坂 本 弘 道
 統計調査課長 東 敬 二
 デジタル戦略推進課長 受 島 章 太 郎
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也
 政策監 中 川 太 介
 出納局
 会計管理者兼出納局長 野 尾 晴 一 朗
 会計課長 杉 本 良 一
 管理調達課長 嘉 永 秀 俊
 人事委員会事務局
 局 長 西 尾 浩 明
 公務員課長 永 野 茂
 監査委員事務局
 局 長 浦 田 隆 治
 首席審議員兼監査監 江 橋 倫 明
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 坂 本 誠 也

議会事務局

局 長 波 村 多 門
 次長兼総務課長 村 田 竜 二
 議事課長 富 田 博 英
 政務調査課長 大 濱 順 和

事務局職員出席者

議事課主幹 泗 水 靖 希
 政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前10時5分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第3回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して審議を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。

平井総務部長。

○平井総務部長 総務部長でございます。着座にて失礼いたします。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和5年度9月補正予算でございます。

今回の補正予算は、物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援及び5類移行後の感染症防止対策等に係る事業や災害関連事業、また、先日発生いたしました豚熱や赤潮被害等への対応に必要な予算として、合わせて270億円余を計上、補正後の予算規模は9,504億円余となります。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会資料説明資料の1ページをお願いいたします。

9月補正予算の概要で、冒頭提案分が1ページ、追加提案分が2ページでございます。

まず、冒頭提案分から御説明します。

物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援及び5類移行後の感染防止対策等に係る事業や災害関連事業等に252億4,900万円を計上しております。

主な内容ですが、まず、(1)県民生活・県経済への影響の最小化で54億9,300万円でございます。

内訳は、生活者への支援7億5,400万円、事業者への支援47億3,800万円でございます。

次に、(2)県経済や県民生活の回復等で、4億7,600万円でございます。

主な内容は、移住の促進、関係人口の拡大等による地域活性化2億8,200万円、県産品の流通の効率化と販路拡大への支援1億6,800万円、台湾における企業支援窓口運営事業300万円でございます。

次に、(3)5類移行後における感染防止対策等で16億1,400万円でございます。

主な内容は、県民利便施設における感染症

対策2億4,900万円、県民利便施設等におけるアフターコロナ時代を見据えた環境整備3億5,800万円、アフターコロナ時代に対応したデジタル環境の整備9億7,700万円でございます。

次に、(4)災害関連事業及び熊本地震・令和2年7月豪雨関連事業で141億7,300万円でございます。

主な内容は、令和5年梅雨前線豪雨等による災害からの復旧119億6,800万円、益城町における土地区画整理事業の推進5億3,500万円、「世界津波の日」高校生サミットの開催5,100万円、県南地域における災害拠点病院の機能強化600万円でございます。

次に、(5)その他で34億9,300万円でございます。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る国庫支出返納金27億5,900万円、半導体産業の集積に伴う営農継続に向けた農地の緊急確保対策5,000万円、盛土等規制区域の指定に向けた既存盛土調査1,000万円でございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

9月補正予算の追加提案分でございます。

豚熱の発生及び赤潮の被害等を受け、早急に必要となる予算等17億7,100万円を計上しております。

内容は、(1)豚熱、赤潮被害等への対応として、豚熱対策の強化に8億3,600万円、赤潮被害への対応に1億4,200万円、輸出先の確保と県内消費の拡大に1,200万円でございます。

また、(2)その他の県税過誤納還付金でございますが、予算が不足するおそれが出てまいりましたので、今回7億8,000万円を計上しております。

以上、9月補正予算の冒頭提案分と追加提案分を合わせまして270億1,900万円の増額補正となり、補正後の予算規模は9,504億5,600万円となります。

下段の表は、一般会計のほか、企業会計の内訳を記載しております。

企業会計については、所管の常任委員会で御審議いただきます。

3ページをお願いいたします。

3ページと4ページが歳入予算の内訳となっており、主に4ページの9、国庫支出金や15、県債等を活用しているほか、所要の一般財源については、13、繰越金を活用しております。

また、5ページ、6ページが歳出予算の内訳で、一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

予算の総括説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いいたします。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

8ページをお願いします。

防災総務費について、右側説明欄をお願いします。

「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本開催事業として、熊本地震や7月豪雨など、本県の大規模災害の経験や教訓を国内外の次世代へ発信、継承するための高校生サミット開催に要する経費でございます。

危機管理防災課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

10ページをお願いいたします。

財政管理費の増額でございます。

右説明欄をお願いします。

これは、財政課の業務のデジタル化として、過去の議案書のOCRによる電子データ化に要する経費でございます。

財政課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課で

ございます。

同じく10ページの下段を御覧ください。

大学費の増額補正でございます。

説明欄を御覧ください。

大学整備費、公立大学法人支援事業でございます。

これは、県立大学が行うオンラインによる就職活動支援の充実に係る環境整備に対する助成です。個別相談等ブースの整備やオンライン面接用等の防音室の増室などを行うものです。

県政情報文書課は以上です。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

資料の11ページをお願いします。

上段の人事管理費でございます。

これは、会計年度任用職員の年度途中の報酬額等改定に対応するための支払いシステムの改修費になります。

総務厚生課は以上でございます。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料11ページ下段をお願いいたします。

財産管理費の増額、6億7,500万円余をお願いしております。

県庁新館10階の防災センター跡のスペースを活用し、新館全体の執務室を再配置いたします。それに合わせて、デジタル社会やアフターコロナに対応するため、新館全体と本館の一部所属にフリーアドレスを導入いたします。そのことに伴う什器の更新やフロア改修等に要する経費でございます。

財産経営課は以上です。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

12ページ上段をお願いいたします。

私学振興費の増額でございます。

説明欄を御覧ください。

令和4年度新型コロナ私立高等学校専攻科授業料減免補助の過受領がございましたので、国庫支出金について返納を行うものでございます。

私学振興課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

12ページの下段をお願いします。

まず、右側説明欄上段の物価高騰対応生活者支援交付金は、商品券の交付など、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する市町村に対し、事業費の2分の1を助成するものです。

2月補正予算で5億円を確保しておりましたが、6月に市町村へ要望調査を行った結果、所要額が12億円となりましたので、不足する7億円を今回確保するものです。

次に、下段の選挙執行委託費国庫返納金は、令和4年7月の参議院議員通常選挙に係る執行経費を市町村に交付しておりますが、このうち1団体の備品購入費について、算定誤りが判明したため、今回国庫へ返還するものです。

市町村課は以上です。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

13ページをお願いいたします。

13ページの上段、防災総務費でございます。

防災消防航空センターにおける感染症対策として、患者搬送で使用するストレッチャーのほか、搬送等で使用した装備を除菌するための機材などの整備に要する経費でございます。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

13ページ下段をお願いします。

賦課徴収費の増額でございます。

説明欄の県税過誤納還付金について、法人2税の精算還付金など、県税の還付に要する経費が所要見込額を上回るため増額をお願いするものです。

税務課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

15ページをお願いいたします。

諸費の増額を計上しております。

東京事務所費としまして、首都圏拠点強化に向けたスマートオフィス事業に要する経費でございます。

これは、職員1人当たりのスペースが狭い銀座熊本館の事務所におきまして、フリーアドレスを導入するなど、職場環境の整備を行うものです。

以上になります。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

同じく15ページの下段をお願いいたします。

計画調査費の増額でございます。

右側説明欄をお願いいたします。

(1)阿蘇草原維持再生人材確保強化事業は、公益財団法人阿蘇グリーンストックが実施する野焼き関連の人材確保に向けた情報発信や安全対策強化等の取組に対する助成でございます。

(2)移住定住促進事業は、移住、定住の機運の高まりを捉え、電車広告等を活用した都市圏でのプロモーションや、実際に熊本暮らしの魅力を体験していただくための移住体験ツアーの実施等に要する経費でございます。

地域振興課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

16ページの上段をお願いいたします。

右の説明欄を御覧ください。

国庫支出金返納金として、令和4年度にコロナ臨時交付金を財源として実施した国内線助成事業について、最終的な実績額が交付額を下回ったため返納を行うものでございます。

交通政策課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

同じく16ページ下段をお願いいたします。

人事管理費で6,954万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

情報管理運営費のICTを活用した働き方改革等推進事業でございます。

これは、アフターコロナ時代の業務改善、ペーパーレス化の推進に向け、電子資料等の編集、一括管理等が可能なソフトウエアのライセンスとペーパーレス会議用のタブレット端末を調達することに要する経費でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定変更でございますが、情報処理関連業務として、補正前限度額が6,573万円余、補正後限度額が6,937万円余で、363万円余の増額を行うものでございます。

これは、県庁と出先機関を結ぶ熊本県総合行政ネットワークの通信回線で使用しております一部サービスが今年度末で終了することなどに伴い、切れ目なく令和6年度も利用するため、本年度中に入札などの契約事務を終える必要があることから、その関係経費につきまして、債務負担行為の増額設定の変更をお願いするものでございます。

システム改革課は以上です。

○嘉永管理調達課長 管理調達課です。

19ページをお願いいたします。

会計管理費で増額補正をお願いしております。

説明欄ですが、物品調達及び業務委託に係る競争入札参加資格申請を電子化することとしておりまして、それに伴いまして、既存の業者管理システムの改修に要する経費等の増額をお願いするものです。

管理調達課は以上です。

○村田議会事務局次長 議会事務局でございます。

21ページをお願いいたします。

事務局費で2,200万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

管理運営費のうち、委員会室マイクシステム導入に要する経費でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、委員会室の密を避けるため、令和3年度に全員協議会室、第1委員会室及び第3委員会室の3つの委員会室のマイク本数を増やしましたところ、マイクシステムへの負担が過大となり、会議中に不具合が生じたため、令和4年度に使用頻度の高いこれら3つの委員会室のマイクシステムを優先的に更新したところですが、新型コロナウイルス感染症感染の再拡大等があった場合に備え、マイクシステムの更新時期を迎えている残りの4つの委員会室についても、会議が円滑に運営できるよう、今回マイクシステムの更新をお願いするものでございます。

議会事務局は以上でございます。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

47ページをお願いいたします。

報告第37号、熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出についてです。

詳細につきましては、次の48ページ、評価報告書の概要で説明いたします。

初めに、1、趣旨でございます。

地方自治法により、都道府県知事は担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、適正に行われていることを確保するための方針を定め、必要な体制を整備しなければならないとされており、本県においても、令和2年度から制度を導入し、取組を実施しております。

今回は、地方自治法の規定により、令和4年度の評価報告書について、監査委員の意見を付した上で、議会に提出するものでございます。

次に、2、評価結果でございます。

本制度の有効性の評価は、評価対象年度中の重大な不備の有無により行うこととされております。

まず、重大な不備の定義でございますが、不備のうち事務の管理及び執行が法令に適合していない、または適正に行われていないことにより、地方公共団体、住民に対し、経済的、社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものと規定がされております。

本制度における説明責任を果たす観点から、評価報告書に記載する必要がございます。

令和4年度の評価結果につきましては、記載のとおり、評価対象期間である令和4年度中において、運用上の重大な不備を把握した、そのため、熊本県における制度は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断をいたしました。

表の左側の概要欄を御覧ください。

重大な不備の内容でございますが、個人情報の流出事案が対象年度中に12件発生したものでございます。

個人情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民

に対し、大きな経済的、社会的不利益を生じさせたものであると判断をいたしました。

続きまして、右側の是正状況欄を御覧ください。

再発防止策としまして、1点目の各所属のチェック体制の強化や、2点目の複数の職員による発送時の確認や情報管理の方法をルール化するなどの対策の徹底を各所属で講じております。

また、3点目でございますが、令和5年度、本年度の職員研修において、新たに個人情報保護を必修科目と位置づけまして、全職員の受講を義務づけるという形で進めております。職員の研修受講率を適宜確認しながら、受講の徹底を図ってまいりたいと考えております。

これらの取組によりまして再発防止の徹底を図り、引き続き、的確、適正な事務の執行に取り組んでまいります。

次に、3の監査委員による審査の結果及び意見でございます。

監査委員からは、「職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れが一部の所属で発生していることが確認されたが、いずれも重大な不備には該当しないことを確認した。」「令和5年度には、「適正な事務処理の確保」に関する職員研修が必修化されたが、この機会を通して職員への制度の意義の周知を更に徹底していただきたい。そして、本制度による日常的モニタリングが有効に機能し、評価手続きが適正に行われ、リスク発生防止のための一層効果的な仕組となるよう引き続き取り組んでいただきたい」との指摘がありました。

これらの指摘事項を踏まえまして、改めて様々な機会を捉えて周知徹底を行い、本制度の浸透に努めてまいるとともに、事務の的確、適正な執行の確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

ページ戻りまして23ページをお願いいたします。

議案第5号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

24ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、法律の一部改正に伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容です。

旅館業法の一部改正に伴うものです。旅館業を営もうとする者は、知事の許可が必要ですが、相続人などが旅館業を承継する場合、知事の承認を得られれば、新たに許可を取得する必要はありません。しかし、事業譲渡、例えば個人の旅館業を別の個人が譲り受ける場合などにおいては、これまで譲渡人が廃業手続を行うとともに、譲受人が新たに許可申請手続を行う必要がありました。

今回、旅館業法の一部改正により、事業譲渡する場合も、知事の承認が得られれば、許可を新たに得ることなく、地位の承継ができることとなることから、手数料条例の関係規定を整備するものでございます。

具体的には、事業譲渡におかれては、承認手数料7,400円となります。

次に、3の施行期日です。

公布の日または生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行するものです。

続きまして、50ページをお願いいたします。

令和4年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

51ページの概要資料で御説明します。

1の趣旨にありますとおり、地方公共団体

の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度決算に基づく本県の財政の健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

2の表において、4つの健全化判断比率を示しておりますが、いずれも早期健全化基準等には該当していません。

まず、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率ですが、本県では、赤字が生じている会計はありませんので、該当はございません。

次に、③の実質公債費比率ですが、算定の結果、7.8%となりました。熊本地震及び令和2年7月豪雨関連分の県債の償還が本格化したことなどの要因により、前年度に比べ0.5パーセントポイント上昇しております。

次に、④の将来負担比率ですが、算定の結果209.5%となりました。熊本地震関連分、令和2年7月豪雨関連分及び国土強靱化分の県債残高が増加したことなどの要因により、前年度と比べ11.2パーセントポイント上昇しております。

3の資金不足比率については、資金不足が生じている公営企業会計はありませんので、該当はございません。

52ページをお願いします。

4の監査委員による審査の結果及び意見を記載しております。

監査委員からは、いずれの比率も正確に算定、作成されており、今後とも、直面する多くの困難を乗り越え、その先にある新しいくまもとの創造に向け、必要となる財源の確保等に努めるとともに、引き続き、財政健全化に取り組むようにとの御意見をいただいております。

財政課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

報告事項2件でございます。

まず、27ページをお願いします。

報告第9号、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

次の28ページをお願いいたします。

概要資料で御説明させていただきます。

まず、1、基本情報でございます。

(5)基本財産の資本金は、県から出資として承継した大学の土地、建物の評価額でございます。

次に、2、令和4年度決算につきまして、(1)総括として、熊本県立大学では、運営の効率化や経費節減等に不断に取り組んでおり、経営状況は安定しています。また、収益の約48%を占める県からの運営費交付金についても、有効に活用されており、特に問題視すべき点は見当たりません。

29ページをお願いいたします。

(2)貸借対照表と損益計算書でございます。

表中の括弧内は前年度の額で、2つの表とも、新型コロナ臨時交付金関係を除き、大きな増減はございません。

右の損益計算書で、経常費用合計は30億3,000万円余、経常収益合計は30億5,000万円余となっており、当期総利益は2,200万円余で、適正な額となっております。

(3)に主な増減要因を記載しております。

30ページをお願いいたします。

3、令和5年度事業計画に関する書類についてでございます。

大学の中期計画の3つの重点的取組事項である(1)国際的な視野と認識を高める教育研究の推進、(2)地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進、(3)社会や時代の状況を踏まえた対応に加えまして、(4)その他としまして、DX推進をはじめ大学を取り巻く社会の変化に適切に対応するなどとしております。

経営状況を説明する書類につきましては以

上です。

続きまして、54ページをお願いいたします。

公立大学法人熊本県立大学の令和4年度における業務の実績に関する評価についてでございます。

55ページをお願いいたします。

概要資料で御説明させていただきます。

まず、1、大学の基本情報、2、大学の評価委員会について記載しております。

今回、地方独立行政法人法の規定により、知事の附属機関である熊本県公立大学法人評価委員会が行った評価を御報告するものです。

3、令和4年度における評価委員会の業務実績評価概要を御覧ください。

(1)全体評価としまして、前年度に続き、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けましたが、中期目標の重点項目である教育の質の向上、地域に貢献する教育研究の推進、グローバル化の推進について、着実な取組が進められています。

全体としては、年度計画に掲げた50項目のうち、47項目は順調に実施されており、着実に成果を上げたと評価できるとされております。

次に、(2)大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組としまして、項目ごとの主な取組とその評価について記載しております。

56ページをお願いいたします。

特に、②研究において、『流域治水を核とした復興を起点とする持続社会』地域共創拠点事業など、独自性のある研究を着実に実施しているとされています。

また、③地域貢献において、熊本大学等と連携したグローバルDX人材や半導体人材輩出を目的とした大学間連携事業が、文部科学省補助事業に採択されたことなどが評価できるとされています。

県政情報文書課からの報告は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

25ページをお願いいたします。

専決処分の報告及び承認についてでございます。

次の26ページの概要で御説明いたします。

本件事故は、県南広域本部の障害者専用駐車場が発生しております。県が設置した立て看板が強風により転倒し、来庁者の方が駐車していた車両を損傷させたものでございます。

当時、強風注意報が発表されておりましたが、この立て看板について、転倒防止対策等を行っておりませんでした。

このため、県に管理瑕疵があることを認め、県の過失割合を10割とし、損害額の全額に当たる5万2,360円を賠償額としております。

なお、再発防止に向け、各庁舎管理者へ注意喚起を行い、公有財産の適切な管理の徹底を図ったところでございます。

財産経営課は以上です。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

32ページをお願いします。

報告第10号、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況について、次ページの33ページの決算概要により御報告します。

当法人の設立目的は、1、基本情報(1)に記載のとおりです。

次に、2、決算の概要について、(1)収支計算書により令和4年度の決算について御説明します。

科目欄、収支決算の状況の3つ下の事業活動収支差額(C)は、県立劇場の施設管理や当法人の自主事業等に伴うもので、490万円余の黒字でした。

その3つ下の投資活動収支差額(F)は、県立劇場開館40周年記念事業の準備資金積立金を取り崩した際に受け入れた収入と将来実施予定の事業の準備資金等を積み立てた際の支出の差額で、積立額、支出が取崩し額、収入を上回ったため、660万円余の赤字となりました。

その3つ下の財務活動収支差額(I)は、借入れ等によって受け入れた収入と債務返済に伴う支出の差額で、令和4年度は、債務返済に伴う支出のみであったため、430万円余の赤字となりました。

その結果、下から3段目の当期収支差額(L)は610万円余の赤字でしたが、これに、その下の前期繰越収支差額(M)5,200万円余を加えた最下段の次期繰越収支差額(N)は4,500万円余の黒字であり、当法人の財務の健全性は保たれています。

次に、34ページでございます。

(2)収支決算の主な増減理由ですが、令和4年度の赤字額が前年度比で増加した主な理由は、事業活動収支差額の黒字額が前年度よりも2,400万円余減少したためで、これは、令和4年度に開館40周年記念事業を実施したことや、コロナの影響が減少し、事業活動に伴う支出が増加したことに起因するものです。

次に、その下、3、事業実績等です。

(2)使用料収入は、県立劇場の施設、設備や駐車場の使用料収入で、令和4年度は1億7,900万円余でした。催事実施件数が増えたことにより、前年度より5,000万円余の増額となりました。

(3)県立劇場への入場者数、令和4年度は、使用料収入と同様の理由に加え、催事ごとの入場者数が増えたことにより、前年度比約1.8倍に増加しました。

(4)、県と当法人とで実施した文化事業の入場者数、参加者数につきましても、令和4年度は、先ほどの(3)と同様の理由により、

前年度比約1.8倍に増加しました。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

36ページをお願いします。

報告第11号、天草エアライン株式会社の経営状況です。

37ページの概要で御説明をいたします。

天草エアラインは、平成12年3月から運航を開始し、現在、ATR機1機で、天草、熊本、福岡、伊丹の各空港をつないでおります。

昨年度の決算状況につきまして、2、決算の概要の一番左の欄を御覧ください。

営業利益については、9億2,000万円余の赤字を計上しておりますが、県及び地元市町の補助金による特別利益によりまして、最終的な純利益については、最下段でございますが、8,000万円余を計上しております。

38ページの3、事業実績等について、利用率は34.9%となり、前年度よりは回復をしておりますが、コロナ前の水準にはまだ届いていない状況でございます。就航率につきまして、これは計画に対して運航した割合ですが、昨年度、夏場にかけて、天候不良、それから機体不具合が少々多かったために、87.1%と前年度よりやや低下をしております。

引き続き、安全運航と利用促進に取り組むよう努めてまいります。

続きまして、40ページをお願いいたします。

報告第12号、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況です。

41ページの概要で御説明をいたします。

同社は、JR豊肥本線の熊本駅から肥後大津駅までの電化を実施するために、平成9年11月に設立されました。国からの補助金、県や沿線市町、JRからの出資金等を財源に電化施設の整備等を行い、それらをJR九州に

貸し付けて、使用料収入で投資を回収するというスキームの会社でございます。

2、決算の概要、一番左の欄でございますが、昨年度、JRからの使用料、営業収益から費用、税金等を差し引いた最終的な純利益は、最下段の2,800万円余となっております。

42ページの貸借対照表上の利益剰余金のマイナス、いわゆる累積赤字について、これを毎年度少しずつ投資を回収していくというスキームで、現在、毎年度確実に回収を進めているところでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

報告第13号、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況についてです。

おめくりいただいて、45ページからで説明をいたします。

肥薩おれんじ鉄道は、九州新幹線の八代一鹿児島間の開業に伴いまして、並行在来線として、平成16年から営業を開始しております。熊本、鹿児島の両県と地元の自治体で支えている三セク鉄道でございます。

2、決算の概要の一番左が昨年度の決算でございます。

営業利益につきましては、9億6,000万円余の赤字となっております。これに線路の保全、あるいはコロナによる減収に伴う支障等、自治体からの補助金による特別利益によりまして、最終的な純利益としては、2億9,000万円余を計上しているところでございます。

ただし、46ページの貸借対照表にございまして、利益剰余金としては、3億7,000万円余の累積赤字を抱えている状況でございます。

事業実績等の利用者数につきましては、少しずつコロナの影響から回復基調ではありますが、依然として経営状況は厳しく、引き続き経営改善努力を図っていく必要がございます。

す。

交通政策課は以上です。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

○緒方勇二委員 8ページ、危機管理防災課にお尋ねいたします。

「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本開催事業ですけれども、私どもは、地震、それから豪雨災害も受け、この経験や教訓を国内外の次世代への発信や継承ということで、「世界津波の日」高校生サミット開催に要する経費という説明でございましたが、私たちは、創造的復興、それからその教訓並びに防災の観点からしての備え、こういうことが、高校生50か国からお見えだという説明ですけれども、そういう認識でよろしいのか、この説明だけじゃちょっと漠として分からないなと思いついて聞いておったんですが、どういうテーマで、「世界津波の日」ですから、東日本大震災を受けて国連で全会一致で採択されて「世界津波の日」になったんでしょうが、本県が目指す防災の州都であります——どちらかというと南海トラフ巨大地震のほうがイメージがしやすかったんですけれども、それを踏まえた上でのこういう備えについてのサミット開催なのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

今御質問いただきました「世界津波の日」高校生サミットの本県としての開催の計画についてですけれども、委員お話しいただきましたように、本県の熊本地震や7月豪雨の災害の経験や教訓を世界各国、また国内外に伝えるということの内容として開催することにしておりますが、今回、この「世界津波の日」のサミットと合わせまして、内閣府が主催します防災国体の本県で同時期に開催をされることになっております。

この防災国体につきましては、国内最大のイベントとして開催されるもので、今年度も神奈川県で既に開催されておまして、神奈川県で開催の規模としましては、2日間で延べ1万6,000人が参加する大会規模となっております。

本県でも、2日間で1万人を超える、全国から防災について取り組む団体、個人等に集まっていいただいて、それぞれの防災に対する取組、しかも最先端の防災に対する取組について共有を図るということで想定をしているところでございます。

あわせまして、この高校生サミットは同時期に開催をすることにしておまして、お互いに相乗効果を図っていきたいというふうに考えております。

この防災国体につきましては、本県が内閣府に対しまして、開催を誘致しております。その誘致の考え方につきましては、先ほど委員お話しございましたように、本県の創造的復興の状況、熊本地震または7月豪雨の際には、全国からたくさんの方に御支援をいただきましたので、その御恩返しも含めて、本県での取組状況について確認していただくということの意味を考えております。

そういうことも含めて、高校生サミットも開くことにしておりますけれども、その中

で、単に世界各国から集まっていたかという場をつくるだけではなくて、参加する高校生には、県内の被災地を巡るツアーを考えております。その巡るツアーの中で、被災地の創造的復興の状況も見てください、または、現地の高校生と触れ合い、交流をしていただくという機会もつくっていききたいというふうに考えております。

そういった中で、防災に対する備えも含めて、普及のほうも図っていききたい。あわせて、南海トラフの地震につきまして、今後30年間で発生する確率は非常に高まってきているわけですが、本県につきましても、津波の被害が想定されております。その津波に対する県民への啓発といいますか、そういったところにつきましても取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○緒方勇二委員 詳しい説明ありがとうございます。

地震からの創造的復興で、本当にK I O K Uという震災ミュージアムもできて、伝承することの大切さをしっかり学ぶ場もできましたし、50か国の高校生がお見えになって、震災からの復興の歩みをしっかりと学ぶ場が提供できるんじゃないかなというふうに思わせていただきます。

あわせて、自助、共助、そして公助が発災当時にはなかなか行き届かない現実を、自助力とか、助け合う姿の共助力とか、そういうことをしっかり育む場を提供できるんじゃないかなと思いますので、しっかりその辺を踏まえた上で、開催にしっかりと——2日間で1万6,000人ほどですか、おいでいただくということでもありますので、御恩返しにつながることを思わせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑……

○西山宗孝委員 2点お尋ねしたいんですけども、人事課で説明がありました48ページですけども、情報管理ということで、現状とそれから是正状況というくくりの中で、複数の職員による発送時の確認や情報管理の方法をルール化するなどの漏えい対策を徹底するとありますけれども、各事業所によって違うと思うんですが、この情報管理等々の中で、もう毎日ニュースで、マイナンバーカードもそうなんですけれども、情報が漏れたということで、国民が非常にこの情報に関しては、県民もそうなんですけれども、非常に信頼性が落ちているといいますか、そういった印象をお持ちだと思うんですね。

で、もう少し突っ込んで、ルール化するなどの漏えい対策を徹底するとありますけれども、これまでも徹底的にやってこられたと思うんですけども、これから先、非常にまたこの課題は大きな課題となっていくと思いますので、そのあたりをもう少し詳しくお話いただければと思います。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

今回、個人情報の漏えいということで、内容を具体的に見てみますと、極めて単純な事案というのもございます。

例えば、書類を2枚重ねて間違ったところに送ってしまったでありましたり、あるいはメールを送るときに、BCCを使用して送ってるんですけども、そこが、お願いしてた業者がそこは徹底できてなかったとか、そういう基本的なルールの確認、徹底ができてなくて、こういう事案に発展してるというのがほとんどでございましたので、いま一度、基本的なダブルチェックとか、あるいは発送するときの確認、BCCの確認とか、あるいは最初に送るときは空メールで送って、登録してから、間違いないというのを確認してから送るとか、あるいはファイルにもパスワード

ドをかけるとか、本当基本的なことをございますけれども、そこを徹底していくというのが必要かなと。

あと、どうしても大事な書類を送るときは、送る前にもう一度チェックするというのを徹底するという形が必要かなと。事例を通して、その辺の基本的なところが必要かなという認識で徹底をしていきたいというふうに考えております。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

若干補足させていただきます。

漏えい事案の概要については、ただいま人事課長から説明があったとおりでございまして、当課のほうで漏えい事案の類型を分析しております。

漏えい事案が発生するのは、まず、県の職員から漏えいする場合と、委託事業者から漏えいする場合の2つが大きいところでございます。

で、そのどちらも、発生する場合は、県の事業について、県側ないし委託事業者側から何らかの情報を送付する際に発生しております。

送付の手法として、メールまたはホームページで公表する、または、郵送または窓口で交付する際の誤りなどということで類型化しております。この類型化した情報漏えい的事案ごとの対策については、各課に具体的に、この場合はこうするというようなことを——メールはBCCで送るですとか、窓あき封筒をできるだけ使って、表の宛名と中の宛名が違わないようにするですとか、そういったことを細かく周知しておりますが、十分周知できていない部分もございまして、繰り返し文書や研修などで徹底を図るということにしているところでございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

従来から、これについてははっきり意識されてこられたと思うんですが、いかんせん、人が管理、監督すると、デジタル化によって、そういったカバーできる場所もたくさん出てくるし、逆に危険な場合も出てくると思うんですよね。

マニュアル化であるとか、そういった管理のほうを徹底する、これからまたされると思うんですけれども、人材として、そういった担当強化といいますか、そういったものも、ぜひ今後進めていただければと思いますので、よろしく願いしときたいと思います。

委員長、もう1ついいですか。すみません。

56ページ、県政情報文書課からお話がありました県立大学の件でありますけれども、この監査も含めたところの報告によりますと、非常に県立大学、順調にやっているという印象はいただきましたが、この中で、例えば私立大学と国立大学の間中間という表現悪いかもしれませんが、県立大学ということがありまして、行政については、県立大学なるものを持つところについては、非常に学部学科にもよるんですけれども、実践の場が県庁に、バックボーンにあってということで、非常にそういった意味では環境に恵まれているとは思うんですが、そういった環境の中で、よく大学の評価の中で、知的財産の登録数であるとか、論文の発表の数であるとか、よくランキングとかもあるんですけれども、そういったことについては評価、整理されてるとは思いますが、その部分についてはどういう状況かを少しお尋ねできればと思いますが、よろしく願います。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

今ございました知的財産の登録につきましては、環境共生学部がございまして、特に理系に近い学部でございまして、そこにつ

きましては、知的財産の所有等もあるところでございますが、申し訳ございません、今のところちょっと数字をここに持ち合わせておりません。

それから、学位論文等につきましては、発刊をされておまして、大学図書館で閲覧できたり、大学のホームページから閲覧ができるようになっておまして、大学の先生たちが書かれた研究成果等を登録しており、企業論文と言いますけれども、1,600件余りを登録して、閲覧に供しているということでございます。

○西山宗孝委員 私は詳しくそういった資料見たことはないんですけども、一つの指標として、そういった大学の評価の中で、非常にこういった数字であるとか、結果であるとか、数であるとか、そういったものがやっぱり評価の一つになっていくのかなと思いますし、県内でどれだけそういったものを活用できるような企業がいらっしゃるかというのも非常に興味があるんですけども、そういった視点も、経営する県側として、県大が経営してるんですけども、そういった面も、もう少し意識を高めて、把握していただければと思っておりますし、また、地方自治体との連携も結構、県立大学はよく名前聞きますよ、県大がどこのことしたということで、自治体の発想にもよりますけれども、どれだけ学生さんが行って勉強になっていくのか、あるいは、指導に当たる教授の先生方からのお知恵を借りて、その自治体の目的とするところの掘り起こしも含めて、非常に寄与できているのかということも、今後、成果とかデータとしてお聞きできる機会があれば、整理をしておいていただきたいというふうに思います。その点はいかがですか。

○坂本県政情報文書課長 自治体と、県とですけれども、連携協定を10以上の市町村等と

結びまして、いろいろな分野での研究とか講座とかを行わせていただいているところでございますが、これについて、確かにPRが不足して、なかなか周知されていない部分があると存じますので、その市町村同士の中でのかは、どういう事業を県立大学とやっているということは知られていると思いますが、一般には新聞に幾つか、どこどこ市町村と、こういう事業を県立大学がやりましたというのが、時々出る程度でございますので、もう少ししっかり、評価の面で現れるなり、PRのほうで見えるような形にしていきたいと思います。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

少子化といいますか、大学受験生も減ってくることになりまして、また、選ばれて、今定員数何とか管理しているとおっしゃいましたけれども、非常に厳しい時代に入っていくと思うので、大学の運営もですね。

そういった意味では、県大はよく聞かなくて、自治体からは。熊本県大、県大と。我々も、県に関わる議員としてうれしいんですけども、そういったものの内容も含めて、さらに視点も広げて運営していただければと思います。ぜひお願いしておきたいと思えます。

○岩本浩治委員長 その他質疑……

○高木健次委員 15ページをお願いします。

地域振興課の分野なんですけれども、新しい企画として、阿蘇草原維持再生人材確保強化事業ということで、7,500万ほど予算を組んでありますが、阿蘇の野焼きというのは、これは非常に熊本県にとりましても、いろいろと重要な部分を占めているということで、そういう状況の中で、最近非常に野焼きに関わるボランティアの方々がもうなかなか募集しにくいあるいは集まらないということであ

りまして、こういうことに対する今回の新しい取組だろうというふうに思いますけれども、今やっぱり現状として、非常にこれに携わる人が少ない、あるいはまた、世界的にも非常に山火事とかいうふうな状況の中で、相当火を扱う仕事というのは、そういう危険性もあるというようなことで、ある程度この野焼きのボランティアの方も、やっぱり専門性も問われているのかなと、あんまり素人ばかりじゃいけないのかなという感じがしますが、それに対する助成ということですが、どういうことでの助成が対象になるのか、その辺の状況をお聞かせいただきたいとします。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

委員御指摘のとおり、阿蘇の野焼きを継続して、その草原を後世につないでいくというのは非常に大事なことで認識しております。一方で、人手という部分でございますけれども、まず、ボランティアの数というところでいきますと、ボランティアの登録者数そのものは、例えば昨年度末が935名から、今年上半年ほどたった先月末の時点で、989と若干増加はしております。

ただ、一方で、やっぱりボランティア以外にもその地域の方、やはりこちらの方が高齢化などによりまして、現状ですと、地元の出役者数が、昨年度で5,500人を超えるぐらいの方がいらっしゃるんですが、これがあくまでも見込みでございますけれども、2028年～29年ぐらいには5,000人を切ってくるのではないかと、1割ぐらい減ってしまうのではないかとというふうに危機感を持っているところでございます。そういったところを、ボランティアの方を募って、人手を確保していくという必要があるというふうに思っております。

それで、やはり危険が伴うということで、

昨年度、損保ジャパンさんの協力も得まして、損害保険、地域全体で野焼きの際の延焼に備えた保険の加入もしたりとか、そういった形でも取り組んできております。

で、今回の助成事業の中でも、ボランティアの方に、難燃性、燃えにくい衣服、そういったものを貸与して、安全に野焼きに取り組んでいただくとか、そういった取組を新たにやりたいと思っております、今回予算をお願いしているところでございます。

また、ボランティアの専門性というところで委員からも御指摘ございまして、その点もやはり高めていくというのは重要だと思っております、こちらは、当初予算の中で、実際にベテランの方と一緒に火引きの体験をして経験を積んでいただくとか、そういったところはやっておりますので、引き続き、我々としては、阿蘇の野焼きの継続に取り組んでまいりたいと思っておりますので、県議会の皆様におかれましても、引き続き御支援賜れればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○高木健次委員 現時点では、若干昨年に比べ増えてきてると、数十名か、ちょっと安心しましたけれども。ただ、やっぱり長期的には5,500人の見込みはあるけれども、これは分からないというような状況だと思うんですね。やっぱりこの辺はしっかり力を入れていかないと、本当に阿蘇の野焼きということは、非常にいろんな地域の発展にも寄与しているわけですから、ぜひ続けてほしいというふうに思っております。

ただ、ボランティアの方の、やっぱり募集されてこられる方も、恐らく今からどんどん減っていくんじゃないのかなという感じもするんですね。これは、やっぱり作業服とか、そういう防火対策をやったの手当てとかあると思うんですけれども、賃金の手当てというのはなかなかできないんですかね。

○久保田地域振興課長 そうですね。なかなかこちらのほうは、本当にボランティアの方に御協力いただきながらやっているというところがございますけれども、そういう中で、確保という部分では、今回の予算の中でもPRの経費なども、新しく動画をつくってPRしていくとか、そういった野焼きの大切さ、阿蘇の草原の大切さというのを広く周知しまして、ボランティアに御協力いただく人を少しでもたくさん集め、御協力いただけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○高木健次委員 なかなか、いろいろ事情等もあって、そういう難しい部分もあると思うんですけれども、ぜひこれはしっかりといろいろな面で助成をしてやって、これは長く続くようお願いしておきたいというふうに思います。

委員長、もう1つ続けていいですか。

今の久保田課長のところのもう1つ下のほうの段の移住定住促進事業ですね。この中で、やっぱり移住、定住がずっと以前から叫ばれておりまして、なかなか移住、定住、熊本県も人口減少に伴い、こういうことは非常に促進していかなければならないんですけれども、コロナ禍でやっぱり移住、定住がちょっと増えてきたのか、現況は。コロナ禍でなかなか増えてこないという現状なのか。そしてまた、この高まりを促すために、いろんなプロモーション等の実施に要する経費ということで2億円経費を積まれておりますけれども、この実施に対する、どういう実施をしていくのか、その辺もちょっと聞かせてください。2つ。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

まず、移住者数というところで申し上げま

すと、コロナ禍の中で、令和2年は2,000人を切るぐらいまで減ってきておったんですが、その後、令和3年、4年と増加傾向にございます。あと、移住の相談件数、こちらでも、東京、大阪、福岡、それから県庁に相談窓口を置いているんですが、これも、昨年度が過去最高になるといった形で移住の相談も増えております。

東京の窓口というのが、東京の有楽町の交通会館の中にあるふるさと回帰支援センター、こちらのほうに置いておるんですが、こちらが、全国の移住希望地ランキングということで、上位20の都道府県を公表しておりまして、これも、令和2年まではランキング圏外でございました。以前圏内に入ってたんですが、熊本地震以降圏外であったんですけれども、それが、令和3年は18位、それから令和4年は14位ということで、やっぱりこれは主に首都圏ということになりますけれども、移住という中では熊本というのが少しずつ存在感が増えてきているのかなというふうには思っております。

そういう中で、今回の事業につきましては、コロナの交付金を活用しまして、ちょっと日頃なかなかできなかったような形のものをもう少し思い切ってやろうということで、都市圏におきまして、例えば電車広告とか、そういったところをちょっと大きい規模感で、活用してPRしていこうという形のことを1つ考えております。

それから、もう一点が移住体験ツアー、実際に現地に来て、熊本に移住するというのがどういうものかというのを体験してもらうのが一番分かりやすいかなと思いますので、そういった体験ツアー、モニターツアーというものも取り組みたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 移住、定住も、コロナ禍の

中にあったけれども、増えているというような状況で、大変喜んでおりますけれども、その中で、熊本県をアピールするために、やっぱりいろいろなことをやらなければ、なかなかこれは——各県も各市町村もやっぱり一生懸命やっているわけですから、なかなか移住、定住の促進にはつながっていかないのかなというふうに思っておりますので、ここはしっかり頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

広告というと、我々が東京とか行って、モノレールあたりに乗っても、電車の中に広告が出てますよね。あれで熊本の広告が出ると、熊本城を拝見したり、天草とか阿蘇を拝見したり、あれを見ると、これはしっかりやっておられるんだなという感じがするんですね。そして、私、県内の者以外にも、やっぱり向こうの人たちも、広告が一番なんです。宣伝効果につながっているのかなというふうに思っておりますので、東京回りも通じて、いろいろなイベントとかなんとかやっておられますけれども、これはしっかりと、今まで以上にまた頑張っていたいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ頑張ってください。応援しておりますので。

以上です。

○緒方勇二委員 関連して、阿蘇の草原再生維持ですか、これのことではちょっとお尋ねをいたしますが、この予算を見まして、私、相当地域力が落ちたんだなというふうにまず第1の感想ですね。それから、牧野組合が常に天候不順に左右されて、維持をされてきたこと、それから、特別委員会でもありましたけれども、再エネの保全区域も当然ありましたし、この野焼きが観光資源であることも承知しております。

先ほど高木委員からもお話が少し触れられましたけれども、これはボランティアでやっていくのには、私、ちょっと限界があるんじ

やないかなと常に思っていました。輪地切りといますか、そういうところをコンクリート舗装されたり、簡易舗装されたりしているやに聞いておりますけれども、片方で、大きな企業が今度進出をしてくるんですよ、地下水保全とか地下水の涵養とか、こういう視点を盛り込んで、企業とやはり副業の推進の観点からしても、マッチングアプリによく地域貢献をしろというので、農業の収穫時期とかそういうときに、こちらの企業の社員が、しっかり地域貢献でやろよというようなアプリを開発されて、取組をされている企業様もありますからね。やっぱりボランティア一辺倒で難燃衣服の支給だということでもありますけれども、やはり副業を通じてしっかりこの草原を維持していくんだ、そのことが、私は、世界的なJAS Mも来て、TSMCも来て、地下水も保全していくんだ、シリコンアイランド九州を目指すんだ、そういう中で、なくてはならないこの阿蘇の草原の維持だと思うんですね。そういう視点も入れたところで、この事業の組立てはやられるべきじゃないかなと思いますが、何かその辺、課長考えありますか。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

そうですね。委員御指摘のとおり、阿蘇の草原というのは、水源涵養ですとか、あるいは炭素を地中に固定化するというので、地球温暖化防止にも貢献している大変大切なものだというふうに認識しております。

で、現状、地元の方とそれからボランティアの方とが協力しながらやっていくという取組が続いているというところでございます。できる限り、そういった水源涵養ですとかCO₂、温暖化防止とか、そういった阿蘇の草原の大切さ、そういったところを広くPRしながら、ボランティアなり、あるいは寄附金を募ったりとか、そういったこともしている

ところではございますけれども、さらに情報発信をしていきつつ、あと、委員御指摘のような新しい取組というのも、これから勉強させていただければと思っております。御指摘ありがとうございます。

○緒方勇二委員 ぜひ、知事も申されますけれども、グリーンニューディールとか、やっぱり環境事業だと思うんですね、そういう意味では。持続可能な開発目標としてですよ。そうしたときに、TSMCとか世界的企業が来ていただいて、関連企業もたくさんおいでになるでしょう。そして、シンボリックな阿蘇の草原の再生が延々と続いていくような、そんな仕組みづくりを企業様と一緒にすることによって、地下水への懸念がございますので、そういうことも含めて、大きな視点で取組をぜひ広げていただきますよう要望しておきます。

○岩本浩治委員長 その他ありませんでしょうか。

○立山大二朗委員 すみません。12ページの市町村行財税政支援費の物価高騰対応ですね、こちらについてちょっと伺わせていただきます。

2分の1の補助ということで、大変消費者にとっても、商工業者にとっても非常にありがたい事業なんですけれども、もちろんこれはずっといつまでも続けられるものではないと思うんですけれども、5億から12億へ7億円増加ということで、どれぐらいの市町村さんとかが手挙げられてるのかとか、あとは、2分の1補助なんですけれども、最大幾らまでとか、ちょっとそこら辺を教えてくださいとありがたいなと思います。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。物価高騰対応生活者支援交付金についての

お尋ねでございます。

こちらにつきましては、県内45市町村あるんですが、今回37の市町村がこちらの交付金を使いたいというふうに言ってます。

例えば、商品券の交付、子育て世帯や家計急変世帯への給付、省エネ家電買換え支援、高齢者の移動支援等、そういった事業に使いたいという話があります。

以上でございます。

○立山大二朗委員 最大幾らまでに対して2分の1というのは。

○阿南市町村課長 事業費につきましては2分の1でございますので、全て2分の1でございます。言い方は失礼しました。

○立山大二朗委員 ありがとうございます。

大変もうありがたい事業なんですけれども、当初、商品券とかでも、市町村によっては、その売行きにばらつきがあったりとかという話を聞きましたけれども、現状ではどういった感じでしょうか。

○阿南市町村課長 商品券について、詳細につきましては、各市町村の取組でございますのでなかなか答えにくいんですけれども、やはり有効に使われているというところもあれば、なかなか地元でそういった売場がないということで、ちょっとなかなか伸び悩んでいるというお話も聞きますが、これにつきましては、市町村のほうも、商工会と連携して、促進、魅力ある商品開発とか、いろいろあると思うので、その辺を頑張っていただいているのかなというふうに思っています。

以上です。

○立山大二朗委員 やっぱり、どうしても地元の商工業者の数とかにもよって波があったりとかしたと思うんですけれども、適切な使

われ方をされて、本当により効果的になるような形で、今も市町村さんも大分工夫されて、申請があっているものと思いますけれども、極力きちんと使っていただけるというか、有効に使っていただけるような形で、出していただく部分もありますけれども、御指導とかもいただけるとありがたいなと思うところで質問させていただきました。

あと1点いいですか。すみません、もう1点だけ。

56ページをお願いします。

先ほど、もう本当に、県立大学が市町村にとってもとてもいろんな形で有効な事業をされてるし、評価が高いというところで、西山先生からおっしゃいましたけれども、例えば、大学の指標というところで、論文の引用数ですとか、そういったところも結構評価に出てくるところで、そういったものをきちんと公表していただいたりとか、あとは、こういった研究メニューとか研究室があって、それに例えば協力してくれる自治体を公募されるとか、どうしても先生と自治体の関係者とかの個人的なつながりとかで結構取組されてるケースはよく聞くんですけれども、公的に募集されたりとか、そういうのをホームページ上で公開していただくとか、また、県のほうでもマッチングしていただくとか、そういった取組があればいいなと思うんですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○坂本県政情報文書課長 御質問ありがとうございます。

先ほどの西山委員の御質問にも、ちょっと数字が不正確な部分がございますので申し訳ございません。

今、地域貢献と申しますか、市町村等との連携につきましては、包括協定を22市町村と結ばせていただいております、これは、県北、県央、県南、ほぼ満遍なく市町村と連携をさせていただいております。

今のところ、包括連携協定を結んでいる市町村を中心に、先生方が研究テーマを募りまして、毎年度、地域貢献研究事業というような形で、10から15程度のテーマについて、市町村と連携して研究を行っていただいているという状況でございます。

また、さらに幅広くということにつきましては、大学とも協議しまして、先生方の学業のほうと研究のほうとバランスが取れた形で充実を図っていただけるようにしてまいりたいと思います。

○立山大二郎委員 その先生方からの発信もあるでしょうし、あと、例えば、逆に自治体側から、例えば、企業論文を1,600件ぐらい公開されてるということでしたけれども、そういったところから、こういった観点でうちの自治体とコラボしてもらえないかなとか、研究してもらえないかなと、逆提案型とか、そこを受け入れてもらうような窓口とか、そういうシステムがあるととてもいいなと思うんですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○坂本県政情報文書課長 地域連携のためのセンターを設けておりますので、そこが市町村とのつなぎとなって調整をさせていただいております。

今いただきましたように、問合せがあったときに、持っている研究の成果ですとか、そういったことについてはお答えしていると思いますが、具体的にどのように連携市町村以外とマッチングをしたりしているかは、今の時点でここに資料ございませんので、そこも含めて把握して、連携強化に努めるようにしてまいりたいと思います。

○立山大二郎委員 自治体のほうでも、こういった形で何か大学とかと取り組めるといいなという思いがありながら、何かそのままに

なっていてしまっているケースが結構あるようですね、私が聞いているだけでも。こういった形で取り組みますよと、発信のところもぜひお願いしていければと思います。

以上です。

○坂本県政情報文書課長 はい、ありがとうございます。

○岩本浩治委員長 ほかに……

○久保田地域振興課長 すみません。先ほどの発言内容で誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

高木委員からの御質問の中で、野焼きの保険会社のお名前を間違っておりまして、申し訳ございません。正しくは三井住友海上火災株式会社様の御協力をいただいて野焼き保険をスタートできたというところでございます。大変申し訳ございませんでした。

○岩本浩治委員長 その他何かないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第25号及び第55号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

た。

次に、今回付託された請第6号を議題といたします。

請第6号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

お手元の資料のほうをよろしくお願ひします。

請第6号としまして、私学助成に関する意見書の提出を求める請願が提出されております。

提出者は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会でございます。

請願の主な趣旨は2点でございます。

1点目は、私学助成に係る国庫補助制度の堅持とより一層の充実、2点目は、ICT環境の整備や学校施設の耐震化等に係る支援等でございます。これらのことについて、国への意見書の提出を求めるというものでございます。

請願の背景としましては、1点目について、私立学校は、学校運営の効率化、教員の資質向上、負担軽減、諸物価の高騰等の様々な課題解決を迫られるなど、厳しい局面に立たされていること。2点目について、全ての子供たちの学びを最大限に保障するという観点から、1人1台端末の配備等のICT環境整備が必要であること。そして、学校が、地震等の災害発生時に、地域の避難所としての役割も期待されるという観点から、非構造部材を含めた学校施設の耐震化の促進等が急務であること。これらのことから、国による一層の支援を求められているというものでございます。

なお、海外研修等経費等の支援については、国の高校生の海外派遣促進の動きを受けて、全国組織である日本私立中学高等学校連

合会から、都道府県段階でも要望されるようにとの依頼があったもので、これを受け、要望されたところでございます。

説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 ただいまの説明に関しまして、質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第6号について、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 採択という意見がありましたので、採択についてお諮りいたします。

請第6号を採択とすることに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 異議なしと認めます。よって、請第6号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第6号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付をいたします。

（事務局から意見書(案)配付）

○岩本浩治委員長 今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を、委員会として、委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も

継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○小川企画課長 企画課でございます。

当課におきまして報告事項①及び③と、2件ございますが、まず、①のみ御説明をさせていただきます。

報告資料右上に①と書いてございます資料をお願いいたします。

第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定の概要についてになります。

国におきまして、昨年の12月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略からデジタル田園都市国家構想を総合戦略へ改定されたことを受けまして、本県としましては、資料の上段にございますとおり、本県の総合戦略に、デジタルの力を活用した取組及びデジタル実装の基礎条件整備に係る取組を追加するとともに、本県へのTSMC進出を受けた対応等について追加をし、改定をすることといたしました。

デジタル関連の取組につきましては、資料の中段にありますとおり、産業、住民サービス、行政関係といった主立った分野におきまして、足元で取り組んでおりますデジタル関連の取組を追加しております。

また、資料下段にありますとおり、これらの変更点につきまして、デジタル、商工、教育等様々な分野の団体から成ります熊本県地方創生会議において協議を行いまして、計40件の御意見をいただいております。

また、同時期に県政パブリックコメントを実施しまして、8件の御意見をいただいております。先ほどの創生会議と併せまして、各御意見に対しまして、県庁内各部局で対応を検討し、一部文案の修正等の対応を行ったところではあります。

以上が改定の概要になりますが、今後の動きとしまして、今定例議会閉会后に、熊本県地方創生会議及び県政パブリックコメントの意見について、一般に公表しまして、総合戦略を正式に改定をするという流れになります。

以上になります。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に報告資料②と記載のA4カラーの資料をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興でございます。

なお、本件につきましては、本委員会のほか、建設常任委員会においても同様に御報告させていただきます。

まず、1、「緑の流域治水」の主な取組状況の(1)球磨川水系の治水対策でございます。

8月26日に、相良村柳瀬地区で球磨川水系で初となる遊水地に着工し、9月10日には、球磨村渡地区で引き堤に着工されました。

また、8月26日に芦北町、9月10日には八代市坂本町において、宅地かさ上げや輪中堤に順次着工されています。

支川の川辺川では、県事業として、9月から、相良村下鶴及び黒石で、遊水機能を有する土地の用地買収に着手いたしました。

引き続き、一日も早い球磨川流域の安全、安心の確保に向けて、国、県、市町村等が連携して、治水対策に取り組んでまいります。

資料の裏面をお願いいたします。

(2)新たな流水型ダムの環境アセスメント

の進捗状況でございます。

8月7日、国の第7回流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催され、試験湛水の手法や洪水調節ルール工夫などについて審議されております。

9月5日の第8回検討委員会では、水環境や生態系などに係る環境調査の結果の概要などを審議されました。

今後、国において、検討委員会での審議を重ね、環境影響評価の結果などを示す準備レポートが公表され、関係市町村で説明会などが開催予定でございます。

最後に、2、五木村・相良村の振興でございます。

五木村については、8月に、村北部の宮園周辺地域の新たなまちづくりに向けた意見交換会を実施し、9月には、村の中心部である頭地地区を含む東地区のランドデザイン策定に向けた協議会を設置するなどの取組に着手しています。

相良村については、川辺川を生かした拠点づくり、雇用創出や農地の基盤整備に向けた取組を進めております。

引き続き、国、県、村が一体となり、両村の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○小川企画課長 企画課でございます。

最後に、右上に報告資料③と書いてあります資料をお願いいたします。

新大空港構想策定についてになります。

本定例会の代表質問にて知事から御答弁をさせていただき、また、そのほかにも大空港構想に関連する御質問もございましたので、本委員会の場でも改めて御説明をさせていただきます。

資料3枚になっておりまして、まず、1枚目でございます。

県では、空港機能のさらなる強化と空港周辺地域のさらなる活性化に向けまして、この

秋に新大空港構想の策定を予定しております。

新たな構想に対しましては、大所高所から御意見をいただくために、7名の方々を委員とする有識者会議を設置しまして、これまで、6月、8月と、2回会議を開催しております。

また、8月31日には、委員の皆様のお意見を提言書という形で取りまとめられ、県に御提出をいただいたところです。

資料2枚目をお願いいたします。

こちらが頂きました提言書の概要になっております。

上の部分、「まえがき」では、「新生シリコンアイランド九州の実現に向け世界中が注目」をしている、また、「世界的競争が熊本から始まる」といった状況の中、「将来を見据えた構想」策定をしまして、それが、ひいては「県民の豊かさ・幸せの向上につながることを期待する」ということで明記をされております。

続きまして、この「基本的考え」というところになりますが、各委員の専門的な知見等に基づいた様々な御意見を、言わば哲学、キーワードとしてまとめていただいたものになります。

こういった概念の下、資料下段の部分になりますが、5つの項目について、具体的な提言をいただいております。

一番左の赤枠の部分が、いわゆる空港のさらなる機能強化ということで、具体的には、空港路線の振興やアクセス鉄道の早期整備、国際航空貨物の実現などに対し、提言をいただいております。

残りの4つの部分、まちづくりと言われる部分になろうかと思いますが、例えば、交通ネットワークの構築や産業力の強化、人材を惹きつける「クオリティタウン」の創造、水と緑の共生等、これらについて具体的な提言をいただいているところです。

最後、資料3枚目をお願いいたします。

今回有識者からいただいた提言を踏まえまして、県として10月をめどに新大空港構想を策定することとしておりますが、現在作業中ではありますので、本日その骨格をお示しさせていただきます。

将来像といたしまして、空港と周辺地域を核とした地方創生の先進地域と位置づけまして、その将来像の実現に向けて、記載のとおり、4つの柱で取組を整理しまして、おおむね10年程度の取組の方向性を示していきたいと考えております。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

○幸村香代子委員 報告資料の②、河川課のところでお伺いをしたいのですが、裏側の(2)新たな流水型ダム環境アセスメントの進捗状況ということで、最後のほうに、関係市町村で説明会等が開催される予定というふうに記載がございますが、この開催時期、また、どこで開催、場所、回数などが今の現状分かっているとお知らせください。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

今国のほうにおかれても、検討委員会で審議を重ね、あと複数回審議を重ねられた後、環境影響評価の結果等を示す準備レポートが公表される予定と伺っております。

その後、この準備レポートの内容を説明する説明会が関係市町村で開催されるものと考えておりますが、今のところ、まだこの具体的なスケジュール等々については明らかになっておりません。国のほうからこの辺につい

ては公表があるものと認識しております。

以上でございます。

○幸村香代子委員 まだ今の段階では、開催場所、また、時期等については不明であるというふうな御説明であったというふうに思います。

できるだけ、やっぱり回数、また、その対象者、そのあたりも十分御検討いただけるように、県からも国に対して要望をお願いしたいというふうに思っております。

それと、前回、ここの委員会の場で、緒方県議とか、溝口県議もそうだったんですが、やっぱり住民の皆さんとか流域の皆さんのお話、意見、そういった聞く場を丁寧に進めていただきたいというふうなお話をさせていただいております。それに対して、十分にということ御返答があったかというふうに思いますが、その点について何か改善されたもの、また、こんなふうに対象を広げてとかということが実際あったのかどうかということについてお尋ねをします。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

様々な治水対策事業、それから復旧、復興に係るハード事業等々については、今国、県、市町村が一体となって連携して取り組んでいるところでございます。

その中で、やはり地域の将来等々に不安を持たれる住民の方々が、丁寧に説明を求められているというのは当然のことと認識しております。

そういう意味で、具体的にその回数を増やしたとか、そういうことではなくて、都度都度、事業の進捗を丁寧に説明するという姿勢が大事かと思っておりますので、そのようにして、国、県、市町村で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○幸村香代子委員 今、進捗状況を丁寧にお知らせするということが大切じゃないかというふうなお話がありました。本当にそうなんです。実際のところ、先日、八代市坂本の宅地かさ上げ、輪中堤の事業の着工式がありました。しかし、当該の地域の皆さんからは、始まっとたいねと。で、いつから始まって、どんな事業がどこから着工されるか分からないという声が聞こえているのも事実です。

で、ここの着工式のときに、皆さん御挨拶でおっしゃるのは、お一人お一人の声を、住民の方たちの御意見をというふうに御挨拶でおっしゃいます。そうであれば、先ほどお答えいただいたように、進捗状況、また、工事の概要などについて、本当に地域の皆さんのところの不安が払拭できるように、丁寧に説明をお願いしたいというふうに思います。これは要望です。

○岩本浩治委員長 そのほか、何かありませんでしょうか。

○緒方勇二委員 第2期の熊本県まち・ひと・しごと総合戦略の中で、方向性が新たに加味されて、デジタル実装の基礎条件の整備に係る取組を追加、デジタルの力を活用して各取組を加速化、深化させるとありますが、その根幹をなすところがマイナンバーカードの取得促進や利用促進だと思いますが、いろいろもづけの関係等で社会問題にもなっておりますが、本県の状況は、この根幹をなすところの、このマイナンバーカードの取得、利用促進の状況は一体どうなってるんですかね。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

マイナンバーカードの今保有率ということで調査しておりますが、8月31日現在で、熊

本県の住民の保有率につきましては、74.2%ということでございます。全国の平均が71.7%ということで、こちら、この74.2%というのは全国16位に当たります。

引き続き、マイナンバーカードの取得促進について、今市町村間のほうでは、出張申請サポートということで、なかなかふだん市町村役場に行けない方について、休日のショッピングモールであったりとか、そういったところに出向いて行って、申請のほうを受け付けているという状況でございます。

マイナンバーカードの保有については以上になります。

○緒方勇二委員 ミスの事例は。ひもづけの誤りとかは何かあった……

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

マイナンバーカードのひもづけミス等々についての御質問かと思えます。

県内では、マイナポイントの取得の際に、窓口で申請をする際に、自分が申請した際と、その次に来られた方の混同といいますか、ひもづけのミスが起きたというのが、熊本市で2件、それから八代市で1件ございました。

それと、ちょっと変わるんですけども、熊本市では、このほかに、印鑑登録証明書、これを発行する際に、廃印になった、昔の印鑑が出てきたというふうな事例が5件ございました。

前段のマイナポイントが別人に付与されたという事案は、純粹に窓口における人為的なミスによるものでございまして、後段申し上げました熊本市における印鑑登録証明書のミスにつきましては、これはシステム上のミスというふうなことで、それぞれ今改善なりが図られているところでございます。

加えて、全国的に、7月以降、マイナンバ

ー情報の総点検というのが行われておりまして、まずは、そのひもづけの方法について、少しちょっと疑義がある方法でひもづけられているものがないかというのをまず第一段階目として、全国全市町村、それから都道府県と、あるいは保険者に対して指示がなされておりまして、県内でひもづけの手法について、国のほうで疑義があるというふうに判断されたところは現時点ではございません。

加えまして、身体障害者手帳関係、こういった事務につきましては、全国的に非常に誤りが多いということで、これについては、もう一律に全国の関係市町村、都道府県、精査するようというふうなことで、今熊本県とそれから熊本市、この2団体のみが細かい精査に入っているというふうなことでございます。

ただ、いずれの事案につきましても、県内でひもづけのミスが出てるというふうな事案は、現在のところ確認されておりません。

以上でございます。

○緒方勇二委員 全国に比しても、ヒューマンエラーに基づくような、そういうミスは少なかったという報告でありましたし、ぜひ、デジタルの力によって、今後ますますこの恩恵が受けられるような、そんな形にしていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 なければ、以上で……

○高木健次委員 その他のところで質問させてもらいます。

先般、議会の代表質問で、県職員の人員の不足を問われて、これからの人材確保は大丈夫かということで、総務部長のほうから、人員確保の特に厳しい総合土木ですよね。この辺については、採用予定者の確保に手応えを感じているという話をちょっと聞きましたけ

れども、このことについてちょっと、手応えを感じているということはどういうことなのか、総務部長でいいですか、教えてください。誰か。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

総合土木の職員につきましては、採用が全てできていないという状態がございましたので、いろいろ対策を取るということで、試験の方式を変えましたり、SPI方式ということで、試験の内容を変えたというのが1点、それから、時期をかなり早く実施するということで行っております。

それによって、かなりの人数、20人近くの人数というのが、既に確保ができておりますので、全体見ましても、今から後期の試験、高卒とか、それ以外のことも、民間の後期の部分とか始まってきますので、その辺を含めますと、ある程度対策の効果はあったということで、そういった答弁をさせていただいているという認識でございます。

○高木健次委員 今SPI方式ですかね、こういういろんなことを取り入れてやっているということですが、私が思うに、やっぱり熊本県は、地震から、また、人吉・球磨の豪雨災害、もうこういうことで災害復旧に向けてのやっぱり土木とかその辺では非常に人員が足りないのじゃないのかなという感じがしております。

そして、先ほど話もありましたとおり、TSMCの急転直下の進出で、非常に、特に県北のほうは、道路関係で大きな事業が今からめじろ押しなんですよね。県のほうも、別枠で1,140億円、これは10年間ですかね、かけて予算を要求しております。やっぱり10年間で1,140億の要求をして、大体これは通ってくると思うんですけれども、こういう状況の中でめじろ押しなんですよね。

御承知のとおり、管内といいますか、熊本

県全域ですけれども、道路が渋滞しているということで、非常に熊本の一番の課題になっております。そういうことをこなしていくためには、やっぱり人員の確保というものは、非常にこれから県にとりましても大きな問題だろうというふうに思っております。

中九州高規格道路、これも、もう早速用地買収は始まって、工事に着手しております。合志一植木間はですね。

そういう状況の中で、やっぱり職員が不足していれば、できる事業も、工事もできないんじゃないのかなと思うんですね。ですから、本当にSPI方式とか、時期を早めるというような状況で対応していると思いますけれども、SPI方式は、やっぱり人物像とか、いろいろ思いとかなんとかで、公務員とはちょっと違う部分はあるんですけれども、ただ、ここで確保して、果たしてその人たちが最後まで残ってくるかということ、これは非常に問題もあるんじゃないのかなと。結局それはなぜかということ、TSMCが、半導体関係がどんどん今来ております。そういうところに仕事を求めていく人が非常に増えて、また、企業もそうです。そういう方を集めてるんですね。そっちに転向するとか、あるいは進学をして大学院まで行くとかいうことになったら、そちらのほうばかり当てにできたらいけないんじゃないのかなと、期待をしたらと思うんですけれども、果たしてこれで本当に人員確保できるのかと、もう一回ちょっとお願いします。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

総合土木職のSPI方式で現在確保——内定という形ですけれども、してます職員につきましては、関係部局とも協力しながら、しっかりとフォローというか、やり取りをしながら、最終的な採用に向けて進めてまいりたいと思っております。

実際、大卒試験のほうの採用のほうも進め

ておりますし、民間経験者の採用についても、土木職について、今後、第2期の採用についても行っていくということで考えておりますので、厳しい状況ではございますけれども、一定の数、確保できるというふうに認識をしております。

○平井総務部長 若干補足いたします。

委員の御指摘ありますとおり、非常にやっぱり人員不足というのは、これから先問題になってくるだろうと思っております。

今人事課長のほうから説明いたしましたSPI方式等の採用方式、これは、これまでどうしても公務員の受験が、とにかく長期間受験勉強やって、受験しないと通らないよというような印象が強うございまして、それを払拭するために取り組んだこととございます。とにかくまず受験してもらうことを増やそうということを一先懸命やっております、ここはある程度の手応えを感じているという御答弁をさせていただきました。ただ、それで十分なのかということだと思います。

これにつきましては、職員の採用だけではなかなか達成できないのかなと思っております。いろんな手法を使っていかなきゃいけないと思ってございまして、一つはもう、地震のときからずっとやっておりますけれども、民間の人たちを工事監理という形でお手伝いをいただいております。そういった形でマンパワーの一部を確保していく。

それから、仕事のやり方そのものをやっぱりどんどん効率的にしなきゃいけないので、例えばIT施工の話でありますとか、そういった新技術の導入についても積極的にやっていく、そういう土木行政全般の中でいろんなことをやって、この大きな課題について対処していきたいと思っております。

引き続き、人員を確保すること、いろんな手段でマンパワーを確保していきたいと思っておりますので、また、御協力、御助言等いただければ

たらと思います。よろしくお願いいたします。

○高木健次委員 いろんな方法をやりながら人員確保に努めるということですが、これは本当に、総務部長、やっぱりしっかり対応策を取らないと、もう本当に事業はどんどん入ってくるんですね。中九州にしてもそうですよ。大津の県道の大津西合志線、大津植木線、それにまつわるあの辺の事業というものは、早くやらないと、今九州アイランド構想を知事が打ち立ててやっておられますけれども、追いつかないような状況でいくんじゃないのかなと思うんですね。

ですから、非常に県北管内は、こういうことで進めていかなん事業がどんどんありますので、それに対応できるだけの人材はぜひとも確保してほしいというふうに思っております。

泥棒を捕まえて縄を後でなうような、これにならないように、しっかりその辺はお願いをしておきたいというふうに思っております。

以上です。

○岩本浩治委員長 高木委員の質問は、その他の事項でございましたので、ほかにその他でありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたします。

最後に、要望等が9件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

総務常任委員会委員長